

地区計画ガイド

新蛇田地区



平成 27 年 11 月

石巻市

(改訂版)

はじめに

「新蛇田地区」は、災害危険区域等にお住まいの皆様方に対し、移転していただくための宅地供給を目的とした土地区画整理事業により、周辺環境と調和したまちづくりを進めています。

このような中、地区計画を導入することにより、低層住宅を主体とした地区的形成を誘導し、美しいまちなみ、安全・安心、環境との共生が充足される良好な居住環境の形成を目指しています。

地区計画とは

建築物を建築する場合等には、都市計画法や建築基準法により一定の基準が定められていますが、本地区の目標とするまちづくりを実現するため、本地区では、地区計画制度によりまちづくりのルールを定め、良好な居住環境と美しいまちなみを形成・保持していくこととしています。

このガイドは、本地区の地区計画の内容を説明したもので。今後建築をされる場合、あるいは垣又はさくを設置する場合等にご活用いただければ幸いです。

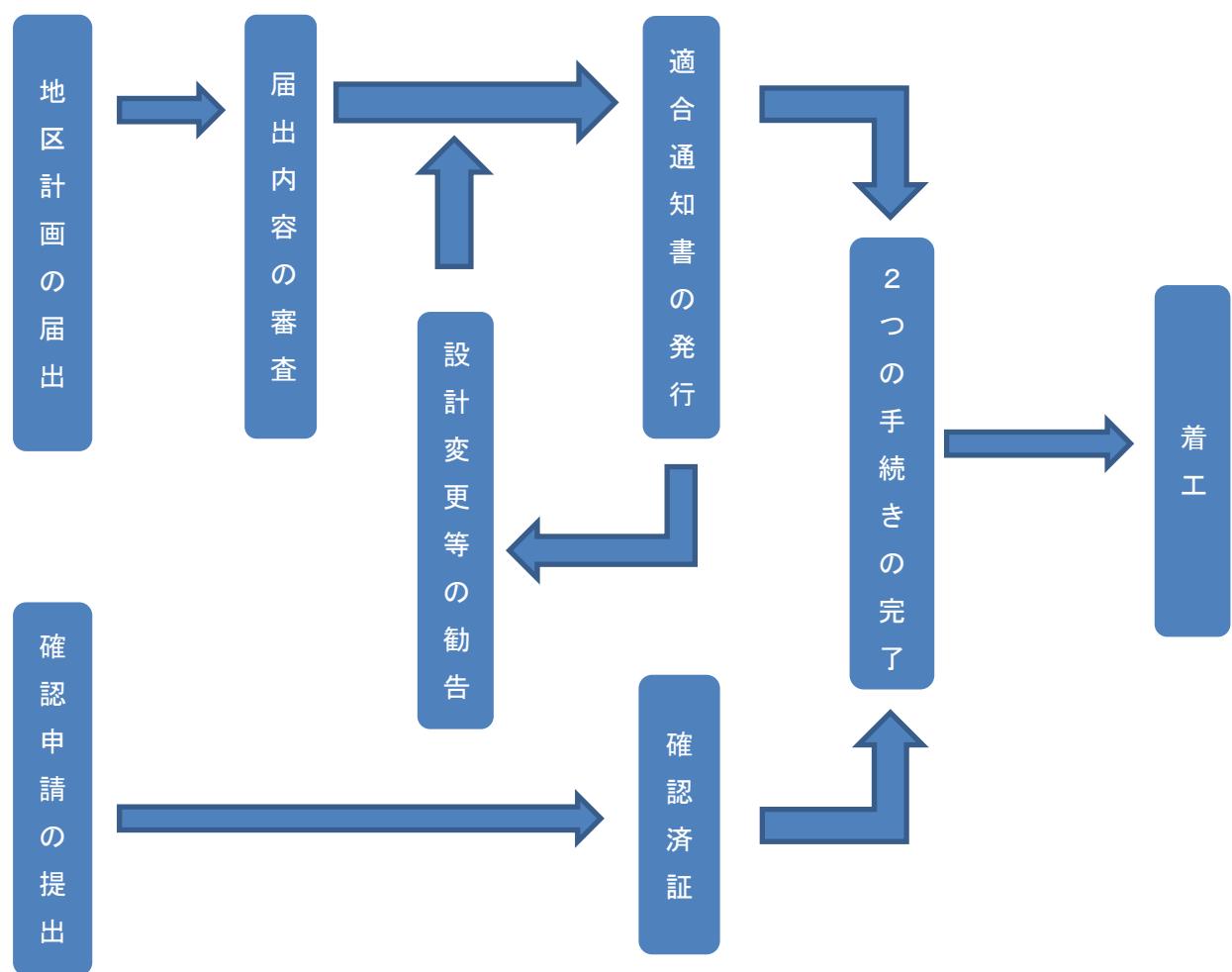
～この制度の趣旨を十分ご理解のうえ、住みよい、愛着のもてるまちづくりのためにご協力をお願いいたします。～

手続きの流れ

新蛇田地区では、建物の新築、増改築を行う前に次のような手続きが必要です。

届け出が必要な行為

- ①建物の新築・建替・増改築
- ②門・塀・車庫・物置等の設置(かき・さくの建造も含む)
- ③よう壁等の工作物の新設・改造
- ④土地の区画形質の変更



届け出方法

- ①届け出期間：工事着手の30日前まで
 - ②届け出窓口：石巻市建設部都市計画課
(届け出用紙は窓口および石巻市ホームページより入手できます。)
 - ③お問い合わせ先：0225-95-1111 内線5634
- ※工事は適合通知書を得てから着手してください。

決定年月日	平成26年 8月26日	石巻市告示230号
変更年月日	平成27年 2月20日	石巻市告示 37号
変更年月日	平成27年 8月14日	石巻市告示306号
変更年月日	平成27年11月25日	石巻市告示411号

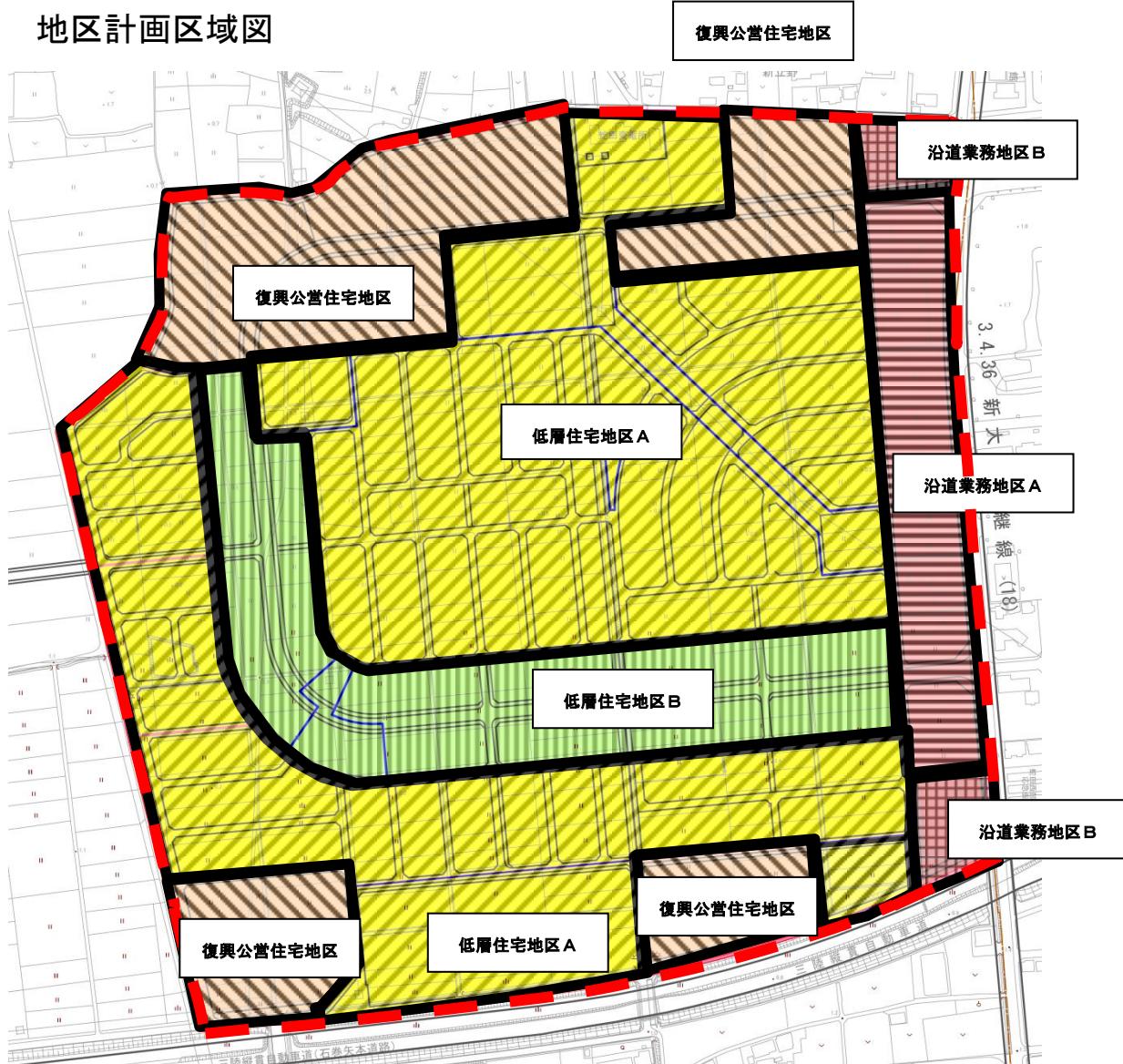
計画書

石巻広域都市計画地区計画の変更(石巻市決定)

都市計画新蛇田地区計画を次のとおり変更する。

名 称	新蛇田地区計画
位 置	石巻市蛇田字新沼田及び同字新立野の各一部
面 積	約46.5ha
地区計画の目標	<p>本地区は、JR石巻駅を中心とする石巻中心市街地から西へ約4kmの市街地の西部端に位置し、地区的西部は水田地帯、北部は既存集落、南部は三陸縦貫自動車道に囲まれている。東日本大震災により移転を余儀なくされた市民の集団移転先として、良好且つ健全な市街地を形成することを目的に整備される。</p> <p>このため、本地区の地区計画を変更し、適正な土地利用を誘導して、周辺の自然環境に調和した良好な市街地の形成を目指すものである。</p>
土地利用の方針	<p>周辺環境と調和のとれた市街地の形成を図るため、次のとおり土地利用の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 主に住宅地として計画する。 都市計画道路3・4・36 新大塙蘿継線（市道：二番谷地蘿継線）沿いは沿道業務地として計画する。
地区施設の整備の方針	地区画整理事業によって計画的に整備・配置される道路、公園等の公共施設は、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 低層住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 沿道業務地区においては、店舗・事務所等の日常利便施設や業務施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。 復興公営住宅地区においては、住宅に係る居住環境を維持・増進するため、建築物の用途の制限、建築物の延べ床面積に対する割合（容積率）の最高限度を定める。

地区計画区域図



凡例

地区計画区域



地区整備計画区域



低層住宅地区 A



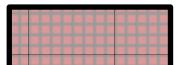
低層住宅地区 B



沿道業務地区 A



沿道業務地区 B



復興公営住宅地区



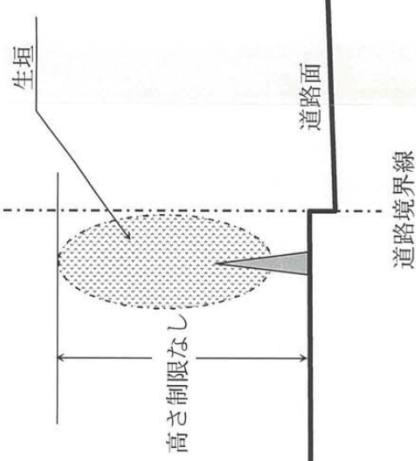
新蛇田地区計画整備計画

1 地区の区分		沿道業務地区 A 26.9ha		低層住宅地区 B 6.5ha		沿道業務地区 A 3.2ha		沿道業務地区 B 1.0ha		復興公営住宅地区 8.9ha	
2 用途の制限	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの	●建築できるもの
①戸建住宅	①戸建住宅を併ねるもの（住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満）（建築基準法施行令第130条の3各号に掲げるもののうちの③集合住所（住民の自治活動の用に供するものに限る）④巡回派出所、公衆電話所その他の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物に付属するもの、（建築基準法施行令第130条の5各号に掲ぐるもの）を除く）	②戸建住宅で事務所、店舗等を兼ねるもの（住宅以外の部分が50㎡以下かつ1/2未満）（建築基準法施行令第130条の3各号に掲げるもののうちの②店舗等で床面積の合計が150㎡以下かつ2階以下のもの）（建築基準法施行令第130条の5の2各号に掲げるもののうちの③老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等④診療所⑤巡回派出所、公衆電話所その他の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物に付属するもの、（建築基準法施行令第130条の5各号に掲ぐるもの）を除く）	①戸建住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む）、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に供するもの（ただし、これら用途の出入口ホール及び階段等の部分は除く）（建築基準法施行令第130条の5各号に掲ぐるもの）	②戸建住宅（兼用住宅の用途に供するものでその敷地が、都市計画道路 3・4・36 新大卒姫緑線（市道二番谷地姫緑線）に接するもの）	①戸建住宅（兼用住宅の用途に供するものでその敷地が、都市計画道路 3・4・36 新大卒姫緑線（市道二番谷地姫緑線）に接するものを除く）						
2 容積率の最高限度	80%	-	80%	-	-	-	-	-	-	-	-
3 建ぺい率の最低限度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 敷地面積の最低限度	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²	175m ²
5 壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1) 道路境界線 1m 2) その他隣地境界線 1m
6 高さの最高限度	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m
7 形態又は意匠の制限	① 建築物などの形態又は意匠及び色彩については、周囲の自然環境や景観に調和したものとする。 ② 屋外広告物は、美観、風致を良好に保つものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 の構造の制限	さかき又はさかづきに設ける扉は、生垣或いは道路面からの高さ1.6m以下の透視可能なフェンス若しくは鍵柵その他の構造物に付属するものとし、プロック等これらに類するものとし、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。	道路境界線側に設ける扉は、生垣或いは道路面からの高さ60cm以下のものについてはこの限りではない。 また、沿道業務地区については、店舗その他の業務を営む為に駐車場を設置する場合は、周辺地区への遮光に配慮した屏等を設置するものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

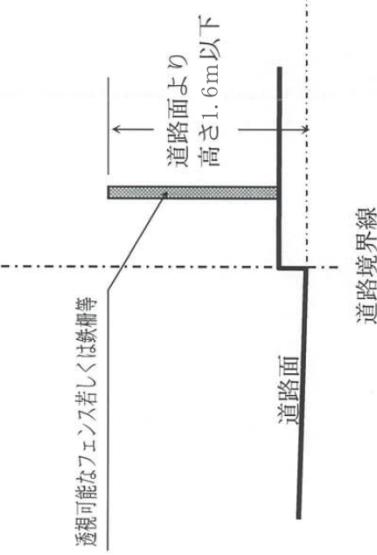
建築物等の制限に関する事項

かき又はさくの構造図

生垣の場合



フェンス等の場合



一部ロック等を使用する場合

